

(庶ろ-15-B)

令和2年5月15日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態措置を実施すべき区域が、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県と変更されましたので、お知らせします。

上記8都道府県以外の39県は、緊急事態措置の対象とならないこととなります。今般変更された政府の基本的対処方針では、緊急事態措置の対象地域からの移行にあたって、社会経済の活動レベルを段階的に上げていくことが強調され、対象とならない地域における外出自粛要請等の緩和等についても、慎重に対応するものとされているほか、感染状況の変化等に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法24条9項に基づく協力要請等が検討されることとされています。緊急事態措置の対象とならない地域にある裁判所においては、引き続き、地域における外出自粛要請等の緩和状況等を注視し、5月1日付け及び同月5日付け当職事務連絡でお知らせしているところを参考にして、「三つの密」を避けることを徹底するなどの感染防止策を講じながら実施する裁判手続の範囲等を段階的に拡大するよう、事務処理態勢を検討するようにしてください。

なお、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう求められていますので、事件処理に当たっても、そのような人の移動を避ける措置を講じることを引き続き検討して

ください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。